

陽光苑 短期入所生活介護サービス 利用重要事項説明書

1. 施設の目的と運営方針

利用者本位のサービス提供を目指し、利用者の生活がより豊かになるような施設サービスを構築、運営をする。音楽療法、園芸療法等のプログラムでより活動的な生活を支援する。又、職員の専門的知識、技術の向上、接遇教育の実践を徹底していく。施設見学、ボランティア活動支援等による開かれた施設作りをする。

2. 特別養護老人ホーム 風の里・陽光苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 風の里 陽光苑	定員数
所在地	島根県江津市桜江町長谷2723番地2号	8名
施設長名	安田和史	
短期入所生活介護	事業所指定番号 3271890075	

(2) 職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員 社会福祉主事	1名 (兼務)	0名	施設の運営管理 サービスの統括	1名
医師	医師	0名	嘱託 1名	健康管理、回診	1名
生活相談員	介護福祉士	1名	0名	関係機関の連絡調整、 相談・援助等の生活指導	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	2名 (兼務)	0名	施設サービス計画の 作成・評価、連絡調整 等、	2名
事務職員		2名 (兼務)	0名	保険請求、庶務等	2名
看護職員	看護師 准看護師	3名 (兼務)	1名 (兼務)	健康管理、医療機関との 連絡調整、服薬管理、 看護全般	2名
機能訓練指導員	理学療法士	1名	0名	機能訓練指導の実施	1名
介護職員	看護師 准看護師	1名 (兼務)	1名 (兼務)	介護業務	15名
	介護福祉士	11名	0名		
	2級修了者その他	1名	1名		
栄養士	管理栄養士 栄養士	1名	1名	給食献立、栄養指導、 調理指導、衛生管理等	2名
調理員	調理員	3名	1名	食事の調整、配膳等	4名

(3) 設備の概要

定員数	38名 (内8名短期者)	食堂	696.0 m ²	
居室	4人部屋	3室 (1室 88.0 m ²)	機能訓練室	348.0 m ²
	2人部屋	6室 (1室 36.0 m ²)	談話室	13.05 m ²

	個 室	14室 (1室 18.0㎡)	医 務 室	1室(兼)看護師室
	浴 室	一般浴槽、一人浴槽、 リハビリ浴槽、特殊浴槽	静 養 室	1室 2床

3 サービスの内容

(1) 基本サービス

① 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付します。そして事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令に定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態に応じて、適切なサービスを提供します。

②居 室 居室は、4人部屋、2人部屋、個室の3種類があります。利用者のプライバシーの保護を考慮して各室とも仕切りで個室タイプに設計してあります。各室に収納用のダンス、電動ベッド、床頭台、洗面所、介助バー付トイレ、テレビが備えてあります。

③食 事 原則として食堂でお召し上がりいただきます。

朝食 7:30 昼食 12:00 夕食 18:00
必要な方には療養食の用意があります。

④入 浴 週に最低2回入浴していただけます。お湯は、長谷温泉の源泉からひいています。ただし、利用者の状態に応じて特殊浴、シャワー浴、清拭になる場合があります。

⑤介 護 施設サービス計画に沿って、着替え、排泄、食事等の介助、オムツ交換、シーツ交換、移動等に必要の介護を行います。

⑥機能訓練 日常生活動作の維持又は向上を、ご利用中の生活の中で実施します。

⑦生活相談 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑧健康管理 日々の体調管理と週2回、嘱託医による診察及び健康相談を受けることができます。

(2) その他のサービス

①レクリエーション

季節ごとの入居者交流等の行事や日常生活の中でのレクリエーションを行います。

4 利用料金

(1) 保険給付の自己負担額

①居室サービス費

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。

併設型短期入所生活介護費 (I) (II)

	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護 1	603円	1,206円	1,809円
要介護 2	672円	1,344円	2,016円
要介護 3	745円	1,474円	2,235円
要介護 4	815円	1,630円	2,445円
要介護 5	884円	1,768円	2,652円

②サービス提供体制加算 (II) 18円/日

入所者に一定基準のサービスを提供する体制が整っているかを評価し介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60パーセント以上である場合に算定される加算となります。

③送迎サービス費 184円 (片道)

施設までの送迎を希望される方はお申し出ください。送迎の実施地域は、江津市、浜田市とします。

④ 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)

所定金額 (①~④の合計) に 13.6% を乗じて算定されます。介護職員の処遇改善に係る加算です。

(2) 食費 (1日当り) 朝食 350円、昼食 600円、夕食 550円

(3) 滞在費 (1日当り) 多床室 855円 従来型個室 1,171円
(入所・退所の時間にかかわらず1日あたりの料金です。)

ただし、上記②「食費」および③「滞在費」の費用のうち、国が定める負担限度額段階 (第1段階から第3段階①②) については、下記の費用となります。

区 分	食 費	滞 在 費	
		多床室	従来型個室
利用者負担第1段階	300円	0円	380円
利用者負担第2段階	600円	430円	480円
利用者負担第3段階 ①	1,000円	430円	880円
利用者負担第3段階 ②	1,300円	430円	880円

(4) その他、別途に負担していただく料金

◇電化製品をご利用の方は、50円/日 (1口につき) をご負担いただきます。

(5) 基本料金の減免措置を実施しています。(但し、市町村によって違いますのでご相談下さい)

(6) お支払いについて、利用月の翌月10日に請求書を発行します。金融機関振込、当施設窓口での現金支払い、口座自動引き落としの3通りの中からお選び下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5. サービス利用に当たっての留意事項

(1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報下さい。

(2) 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声を掛けてください。

(3) 事業所内での金銭及び飲食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。

(4) 職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。

6. 契約の終了・解約

1 利用者は、事業者に対して7日間の予告期間において、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

2 事業者は以下の事項に該当した場合、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

(1) 利用者の利用料金の支払いが正当な理由なく、1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合

(2) 利用者が事業者や他の入所者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

(3) やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合

3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が他の介護福祉施設に入所した場合

(2) 利用者が死亡した場合

(3) 要介護認定区分が、非該当 (自立) と認定された場合

7. 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

(1) 利用者が中途退所を希望した場合

(2) 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

(3) 利用中に体調が悪くなった場合

(4) 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合には、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連

絡をとる等必要な措置を講じます。

8. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに訓練を実施します。

防災訓練 1年に2回以上実施します。

防災設備 緊急通報システム、非常誘導灯、スプリンクラー等

防災責任者 安田和史

9. 緊急時の対応方法

● 緊急時の連絡先

体調の変化等、緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先 フリガナ 氏名	利用者との続柄
住所(〒 -)	
電話番号 - -	

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をとる等必要な措置を行います。

10. 事故発生時の対応

(1)サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。

(2)サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

11 損害賠償について

当施設において、施設の責任者によりご利用様に生じた損害について、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

12. 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。この守秘義務は契約終了後も同様です。

また、事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供いたしません。

13. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

14. 身体拘束の禁止

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束は行わない。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は管理者が判断し、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は、本人・保証人の同意のもとで行います。その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15. 虐待防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する 担当者 生活相談員

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16 第三者評価の実施状況 (有 ・ 無)

実施年月日

評価機関

評価結果

17. サービス内容に関する相談・苦情

●相談・要望・苦情等の相談窓口

当施設のサービスに関する相談・要望・苦情等は、下記の窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口

☆ 風の里陽光苑

電話番号 0855-92-8450

担当 施設長 安田 和史

生活相談員 本山 千絵

介護支援専門員 安田 和史 ・ 渡 ひとみ

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(土・日を除く)

☆ 島根県国民健康保険団体連合会 松江市学園1丁目7番地14

電話番号 0852-21-2811

FAX 番号 0852-21-5744

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時15分(土・日祝日を除く)

☆ 浜田地区広域行政組合 介護保険課 浜田市殿町1番地

電話番号 0855-25-1520

FAX 番号 0855-25-1506

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(土・日祝日を除く)

☆ 江津市役所健康医療対策課(江津市地域包括支援センター) 江津市江津町1016-37

電話番号 0855-52-7488

FAX 番号 0855-52-1374

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(土・日祝日を除く)

☆ 島根県運営適正化委員会 松江市東津田町1741-3

電話番号 0852-32-5913

FAX 番号 0852-32-5994

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(土・日祝日を除く)

☆ 第三者委員 渡邊 信明 江津市桜江町八戸1357番地6

電話番号 0855-92-1423

田野 美恵子 江津市桜江町鹿賀19番地2

電話番号 0855-93-0423

18 衛生管理等

短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- (1) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します

19 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム風の里 陽光苑の施設利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者名	社会福祉法人 桜江福祉会
施設名	特別養護老人ホーム 風の里 陽光苑
所在地	島根県江津市桜江町長谷2723番地2
説明者	所属 特養
	氏名 渡ひとみ ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から当施設の利用について重要な事項の説明を受け、これらを十分に理解した上でサービス利用開始に同意します。

利用者	住所
	氏名 ㊞

上記署名は、(続柄) が代行しました。

保証人	住所
	氏名 ㊞

令和8年6月1日 改定